

様式第3号（第8条関係）

提案募集要項(公募型プロポーザル方式)

プロポーザル選定委員会 委員長

1 業務概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 業務名 | 6次産業化商品等パッケージデザイン講習及び商品デザイン業務 |
| (2) 業務目的 | 地元資源を活用した6次産業化商品等を扱う、又は今後取り扱うことを予定している住民を対象にパッケージデザイン講習を行うことで商品の磨き上げを図り、観光客の購買意欲や満足度の向上、集客、収益の更なる増加につなげることを目的とする。また、開発を進める特産品を用いた商品についてパッケージを含めた商品の総合的なデザインプランニングを行うことで商品価値を上げることを目的とする。 |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から平成29年3月31日まで |
| (4) 業務内容 | 別紙「6次産業化商品等パッケージデザイン講習及び商品デザイン業務仕様書」のとおり |
| (5) 委託予定額 | 予算額上限1,000千円（税込）とする。 |
| (6) 業務実施上の条件 | パッケージデザイン業務に精通する者 |
| (7) 業務所管課 | 三芳町政策推進室 |
| (8) その他必要事項 | なし |

2 参加申込書に関する事項

(1) 参加申込書の作成様式

三芳町プロポーザル方式業者選定実施要綱様式第6号及び様式第13号

また次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

- ・登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
- ・営業所表（様式第14号）
- ・委任状（様式第15号。ただし、対象業務において代理人を置く場合に限る。）
- ・財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書）
- ・納税証明書（その3の3）

※個人事業主に関しては、提出書類が異なりますので別途ご案内いたします。

(2) 提出期限、場所及び方法

ア 提出期限：平成28年10月26日（水曜日）午後3時00分

イ 提出場所：〒354-8555

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

三芳町役場本庁舎4階 政策推進室 政策推進担当

ウ 提出方法：持参または郵送による提出とする。ただし、提出期限必着とし、郵送の

場合は必ず到着を確認するものとする。

(3) 参加申込の資格要件

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ・ 町税、法人税及び消費税・地方消費税を滞納していないこと。
- ・ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていないこと。

3 提案者の選定に関する事項

(1) 企画提案者の決定

次の評価項目により選定委員会で提案者を選定する。提案者選定後、選定委員会(所管課)から通知する。

評価項目	評価の視点	評価の指標
経営規模	経営規模は妥当であるか	資本金、売上高
履行保証力	履行保証の面で心配がないか	自己資本比率等
瑕疵担保力	瑕疵に対する責任をとれるか	賠償責任保険の加入の有無等
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	従業員数
業務経歴	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	パッケージデザイン業務の経験等
専任性	当該業務に専念できる時間が十分あるか	手持ち業務量等
実施体制	実施体制はどうか	従事予定者数

(2) 非選定理由に関する事項

参加申込書を提出した者のうち、提案者として選定されなかった者に対しては、非選定理由を書面により、選定委員会(所管課)から通知する。

4 提案書の作成に関すること

(1) 提案書の作成様式、提出部数

任意の様式による提案書（A 4 版） 6 部

(2) 記載上の留意事項

以下の 5 項目は必須とする。

- ア 本業務に対する取組方針、取組姿勢
- イ これまでのパッケージデザインにおける実績内容
- ウ パッケージデザイン講習の企画内容（1 月以降実施）
- エ 参考見積書(本提案書に基づく業務仕様書及び内訳書)
- オ 個人情報の取扱いに関すること
(パッケージデザイン講習参加者情報等の取扱いについて)

これら以外の項目についても提案を募集する。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限：平成28年11月14日（月曜日）午後3時00分

イ 提出場所：〒354-8555

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

三芳町役場本庁舎4階 政策推進室 政策推進担当

ウ 提出方法：持参または郵送による提出とする。ただし、提出期限必着とし、郵送の場合は必ず到着を確認するものとする。

(4) 提案の書類審査及びヒアリング

ア 審査日：平成28年11月17日（木曜日）

イ 審査場所：三芳町役場4階401会議室

ウ 審査方法：書類審査及びヒアリング

エ 時間：15分程度

(5) 提案書を採用するための評価基準

ア 業務遂行能力・保有技術力に対する評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
企画提案者の業務経歴	業務遂行のために、必要な知識・経験を有しているか	パッケージデザイン業務の経験等
実施体制	業務遂行のために必要な実施体制を用意しているか	従事予定者数
専任性	当該業務に専任できる時間が十分にあるか	手持ちの業務量

イ 提案内容に対する評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
業務の理解度	本町の意図するところを、きちんと把握しているか	本業務に対する取組方針、取組姿勢
業務に対する取組姿勢と意欲	業務に対する取組姿勢が適切で、意欲があるか	
提案内容の妥当性	個人情報の取扱い	個人情報の取り扱い指針
	実施手順と取組み手法は妥当か	実施フロー、主要検討項目、工程表、課題に対する取組み手法
	検討項目は、具体的で量も妥当か	
	独創性かつ実現性はあるか	
資料調整能力	企画提案書は分かり易いか	提案書のまとめ方

ウ ヒアリングの評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
協調性	冷静に議論できるか、意思疎通が容易かどうか	質問に対する受け答え姿勢

エ 業務費用の評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
業務費用	積算額は妥当か	積算根拠の妥当性

(6) 提案者の内定方法

三芳町プロポーザル方式業者選定実施要綱第14条に基づき、プロポーザル選定委員会の審査を経て、提案者を内定する。

(7) 提案書の不採用理由に関する事項

提出した提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用理由を書面により、審査委員会(所管課)から通知する。

5 提案の内定者に関する事項

所管課と内定者は、発注業務の仕様内容について協議し、その内容を決定する。そして、所管課は、業務仕様内容が決定し、業務の発注が整った段階で、内定者と随意契約により契約を締結する。

6 本公表内容についての問い合わせ先

〒354-8555

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

三芳町役場本庁舎4階 政策推進室 政策推進担当

TEL 049-258-0019 (内線424)

E-mail seisaku@town.saitama-miyoshi.lg.jp

7 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び提案者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができない。
- (2) 参加申込書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 参加申込書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び提案書を無効とし、その提出者を失格とする。
- (4) 提出期限後における参加申込書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された参加申込書及び提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (6) 選定経過の透明性を確保するため、必要な限度で参加者ごとの評価結果を事後に公表することがある。

(7) 本プロポーザルに関して、参加申込者・提案事業者が1社の場合であっても、プロポーザル選定委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

以上